

令和6年度 石川県社会福祉審議会 議事録

1 日時 令和7年3月19日(水) 15:00～

2 場所 石川県庁1102会議室

3 出席者 別紙委員名簿のとおり

4 議事内容

(1) 審議事項

委員長、副委員長の選任について

- ・委員の互選により、委員長に矢田委員、副委員長に清水委員を選任

(2) 報告事項

- ・各分科会の今年度の活動報告等について
- ・「石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画2025(案)」の概要について
- ・「石川県長寿社会プラン2024(案)」の概要について
- ・「いしかわ障害者プラン2024(案)」の概要について

(3) 意見交換

(委員長)

ただ今の説明につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

(委員1)

三つの部門からの細やかなご説明どうもありがとうございました。その中でいくつかご質問ございますが、少し時間の関係もありますので、1点に絞ります。「石川県長寿社会プラン2024(案)」について質問がございます。

8つの柱と取り組みについて、現在の重要な施策ではないかと思いました。中でも、認知症政策の推進というところは、ご承知のように昨年、能登半島地震発災の日がまさに認知症基本法の施行日でございましたので、大変注目して見させていただきました。

認知症基本法ができた背景というのは、まさに基本的人権の尊重であると謳っているわけですので、この四つの具体的な取り組みを見ると、従来と比して大きな変化があるのかどうかは、中身で言えばあるのかもしれませんが、ぜひここは認知症の方の基本的人権の尊重という当たり前のことではありますが、当事者の意思決定を促進するようなそういう計画に持っていかれた方がいいのではないかという質問というより意見でございますが、この辺の議論があったのかなかったのか教えていただければと思います。

(窪田長寿社会課長)

今日お示しした資料の中には記載しておりませんが、国は認知症基本法で、もちろん認知症のご本人、そのご家族の意見を尊重してというところで認知症施策推進計画が作られておりまして、我々も、ご本人、ご家族の声を聞いて普及啓発を推進していくと謳っております。

(委員1)

ありがとうございます。

繰り返しますが、実は本人・家族の意思決定ではなく、本人の意思決定が必要です。家族は今まで本人に代わって意思決定をしてきたのだと思います。病院で入院するのか、治療を受けるのか、退院をするのか、そういったことは本人が抜きにされて今まで決定されてきたのだと思います。それを変えてほしいということだと思います。本人の意思を引き出すことができないと思っておられる方たちが本当に多いと思いますので、ぜひ石川県は認知症があっても、その方の意思を大切にする県であってほしいと思います。特に、今回の能登半島地震で、本人の意思を抜きに移動させられた認知症高齢者がいかに多いかということは、私達は身を持って知っておりますので、どうぞその辺りを本人ではなくて家族の意思でも良いというふうな文言にはならないようお願いしたいところでございます。

(委員長)

他にございませんか。他にご質問、ご意見がないようでございます。これもちまして、審議会を閉会いたします。